

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目 次

◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規則

◇選管告示 選挙運動従事者及び労働者に対し支給することができる実費弁償の額等

衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿について被登録資格の決定の基準となる日等

衆議院議員総選挙におけるポスター掲示の開始の日

## 選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

### 鳥取県選挙管理委員会規則第八号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「左に」を「次の各号に」に改め、第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の規定は、衆議院議員及び参議院議員の選挙についてはこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙から、その他の選挙については昭和五十九年二月二十九日以後その期日を告示される選挙から適用する。
- 3 施行日前にその期日を公示され、又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに昭和五十九年二月二十九日前にその期日を告示されるその他の選挙については、なお従前の例による。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第九号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「、第六十条の二」及び「、任意制公営立会演説会」を削り、「条例を公布した」を「条例が公布された」に改める。

第二十四条第二項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第二十八条第一項中「終つた」を「終わつた」に、「第十五条第一項」

を「第十六条第一項」に改める。

第三十条中「第九条」を「第十条」に改める。

第三十二条中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第三十六条中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第三十九条の見出し中「取締」を「取締り」に改め、同条中「第十七条」

を「第十八条」に、「取締」を「取締り」に改める。

第四十条中「第九条」を「第十条」に改める。

第四十二条中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第四十三条中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第四十四条の見出し中「取締」を「取締り」に改め、同条中「第十七条」

を「第十八条」に、「取締」を「取締り」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 市町村が任意制公営立会演説会に関する条例を廃止したときは、市町村の選挙管理委員会は、条例が公布された日から三十日以内に当該条例の写しを添えて県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第十号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第十八条から第四十条まで 削除

第四十二条中「令」を「公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。)」に改める。

別記第五号様式の二の備考の1中「X」を「編纂年号」を削り、「X」を「Y」を「Z」に改める。

別記第六号様式から第九号様式までを次のように改める。

第六号様式から第九号様式まで 削除

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県選挙運動管理規程（以下「新規規程」という。）の規定は、衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙（昭和五十八年六月三日前にその期日を公示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。）についてはこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙から、その他の選挙については昭和五十九年二月二十九日以後その期日を告示される選挙から適用する。

3 昭和五十八年六月三日前にその期日を公示された参議院議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙（施行日前にその期日を告示された選挙を除く。）について鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則（昭和五十八年五月鳥取県選挙管理委員会規則第六号）附則第三項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の鳥取県選挙運動管理規程（以下「五月改正前の規則」という。）の規定を適用する場合には、おける五月改正前の規則第十八条から第四十条まで、第四十二条及び別記第五号様式の二から第九号様式までの規定に定める事項については、これらの規定にかかわらず、当該事項について定める新規規程第四十二条及び別記第五号様式の二の規定の例によるものとし、五月改正前の規則第十八条から第四十条まで及び別記第六号様式から第九号様式までの規定は、適用しない。

4 施行日前にその期日を公示され、又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに昭和五十九年二月二十九日前にその期日を告示されるその他の選挙については、なお従前の例による。

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会規則第十一号

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部を改正する規則

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場に関する規程（昭和五十八年二月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
別記様式の備考の1中「X」を「論議記録簿」を削る。

附 則

1 この規則は、昭和五十九年二月二十九日から施行する。

2 この規則の施行の日前にその期日を告示された鳥取県議会議員選挙については、なお従前の例による。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第百二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のように定め、昭和五十三年九月鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等について）は、廃止する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

イ 鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ロ 船賃

水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ハ 車賃

陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

ニ 宿泊料（食料二食分を含む。）

一夜につき 八千円

ホ 弁当料

一食につき七百元、一日につき二千円

ヘ 茶菓料

一日につき 五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

イ 基本日額

六千円

ロ 超過勤務手当

基本日額の五割に相当する額

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

イ 鉄道賃、船賃及び車賃

それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額

ロ 宿泊料（食料を除く。）

一夜につき 六千六百元

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額 一日につき六千円

鳥取県選挙管理委員会告示第百二十九号

昭和五十八年十二月十八日執行予定の衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十八年十二月二日。ただし、年齢については、同月十八日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十八年十二月二日

三 縦覧に供する期間

昭和五十八年十二月三日及び同月四日

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十号

昭和五十八年十二月十八日執行予定の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十八年十二月三日と定めたので、同法第百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵